

東大和町（A街区）防災街区整備事業に係る 都市計画素案の説明会 議事録（要旨）

日 時：令和5年9月14日（木） 午後7時00分～午後7時40分頃

場 所：寝屋川市立エスポアール2階 第1講義室

参加者：9名（市出席者を除く。）

説明者：寝屋川市2軸化事業本部、まちづくり推進部住宅政策課

1 説明

東大和町（A街区）防災街区整備事業に係る都市計画決定に向けて取りまとめた都市計画素案について、資料を用いて説明を行った。

2 質疑応答等（要旨）

説明の後、以下のとおり質疑応答等があった。

質疑、意見等	市の回答、見解等
寝屋川市東大和町（A街区）防災街区整備事業準備組合（以下、「準備組合」という。）の定款や議事録等の資料が欲しい。準備組合は正当なものか。	本日の説明会は、都市計画素案に関する説明会です。準備組合の関係者がお答えする内容であり、準備組合の関係者と十分に話し合ってください。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集法」という。）第118条に規定する5つの要件のうち、「耐火建築物と準耐火建築物の割合が3分の1以下」、「不適合建築物の割合が2分の1以上」を満たしているか。	本事業は、密集法第118条に規定する5つの要件をすべて満たしている。 「耐火建築物と準耐火建築物の延べ面積の合計が、区域の全建築物の延べ面積の合計の概ね3分の1以下であること」については、本地区の割合は28.77%で要件を満たしており、「不適合建築物の数の合計が、全建築物の数の合計の2分の1以上であること」については、本地区の割合は65.22%で要件を満たしている。

<p>社会資本整備総合交付金の交付予定金額は。</p>	<p>住宅市街地総合整備事業補助金を活用し、補助金については、毎年、国・府と協議を進めており、現在、補助金は要望額が交付されている。</p>
<p>事業の収支計画は。</p>	<p>事業に関するご意見は、準備組合の関係者とお話し合ってください。</p> <p>都市計画決定後、組合設立認可申請において、事業計画等を作成する。地権者への説明は改めて行います。</p>
<p>密集市街地整備アクションプログラムに示されている「東大利町（A街区）施行予定区域」と、市民説明会で示された事業区域が異なる理由は。</p>	<p>都市計画に定める区域については、区画道路を含めたエリアを最終的な区域としている。</p> <p>当該箇所につきましては、都市計画道路対馬江大利線の整備において、収用案件となり、道路整備事業区域外である部分は、市が取得できなくなったと道路部局から聞き及んでおり、防災街区整備事業の区域は、その部分を含めたエリアを事業区域にしたと準備組合から聞き及んでいる。</p>